

瀬戸内市監査委員公表第6号

令和4年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和4年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

指摘事項	
<p>物品のうち、備品については、品名規格や取得金額等を記載した備品台帳を整備し、照合、点検及び実態の把握をしなければならないとされているにもかかわらず、所有する備品が適切に記録、管理されていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	
所管部署	措置の内容
総務部危機管理課	指摘を受けた備品については、指摘後速やかに登録、単価修正等の事務処理を行い修正しています。
総合政策部企画振興課	備品登録の際、システム上で単価を入力すべきところ、誤って合計金額を入力していたものです。指摘により、令和4年10月27日に登録情報を修正しました。
福祉部福祉課	指摘のあった備品台帳においては、令和4年10月31日に修正しました。
福祉部いきいき長寿課	指摘のあった備品の取得金額は修正済みです。台帳登録の際の認識に誤りがあったもので、内容を共有し、適切な管理に努めます。
こども・健康部健康づくり推進課	登録過大となっていた備品について調査し修正しています。
こども・健康部長船東保育園	備品台帳への登録漏れ、取得日の入力された備品については、登録・修正入力を行っております。
こども・健康部福田保育園	備品台帳への登録漏れ、移管処理漏れの備品については、登録・移管作業を行っております。
産業建設部産業振興課	指摘のあった備品台帳について、令和3年度に取得したイノシシ捕獲器の取得金額に誤りがあったため、早急に訂正を行った。 今後、同様の事案が発生しないよう、品名規格や取得金額等を備品台帳と照合し、適正に備品管理を行うよう努めているところである。
消防本部	令和4年10月28日に備品台帳を再確認し、登録及び修正等、必要な措置を行いました。
教育委員会社会教育課	令和4年12月に備品台帳を再確認し、登録及び修正等必要な措置を行った。
教育委員会邑久幼稚園	税を含まない金額で備品登録をする誤りをしていました。また、同じ備品を複数買った際に、請求書の合計金額を単価として入力する誤りをしていました。 上記につきまして、園長と園長補佐で確認をし、修正の入力を行いました。 令和2年12月24日購入の保育用CD ラジカセデッキ2台 令和3年6月21日購入のラミネーター 令和4年2月3日購入の職員用ロッカー 令和4年3月22日購入の幼児用いす 上記の4件の備品登録を失念していましたので、登録いたしました。
教育委員会今城小学校	備品が納品されたら、速やかに備品登録を行います。 支払帳票の起票時は、物品受入伺書が作成されていることを確認したうえで、起票します。
教育委員会邑久中学校	備品納品後速やかに備品登録を行い、物品受入伺書を作成します。また、当該備品の支払帳票を起票する際は、物品受入伺書作成済であることを確認のうえで起票します。
教育委員会美術館	備品台帳を確認し、修正しました。

指摘事項	
<p>収納した現金を早急に収納し、盗難等のリスクを回避するため規則に則った適切な運用をすることが重要であるにもかかわらず、これを遵守できていないことは適切とはいえず、事故防止の観点からも速やかに現金を指定金融機関に払込み、その後に経理を行う等、運用方法を改善する必要がある。このため、各部署における実態を把握するとともに、リスクを回避し安全性を担保しつつ、業務の効率性を勘案した上で、適正な実務が可能となるよう、例規等の整備や、収納金の取扱方法について全庁的に検討する必要があると認められる。</p>	
所管部署	措置の内容
総合政策部企画振興課	令和4年9月の公金盗難事故以降は、窓口で受領した現金については、受領当日に出納室に払込むことを徹底し、事故防止を図っています。
市民部裳掛出張所	令和5年4月分から収納された現金は、金額の多少にかかわらず毎日（翌日に）指定金融機関に振込む様に運用方法を変更済みです。
環境部クリーンセンターかもめ	収納した現金は、原則として翌日には、出納室に払い込むように運用を改善しました。
福祉部福祉課	ゆめトピア長船については、改修工事のため令和5年4月末をもって貸館を一時休止しており、令和6年度から長船町公民館として、開館予定となっています。そのため、令和5年4月中は従前どおりの取り扱いとしていましたが、今後、福祉課として現金を収納（災害義援金等を除く）する予定はありません。 なお、福祉課は令和5年5月8日から本庁に移転しており、現金を収納することがあれば、出納室へ預ける（払い込む）こととします。
福祉部いきいき長寿課	次のとおり会計規則が改正され、令和5年4月1日から施行されています。 ・会計管理者等の直接収納による現金等の払い込みは、指定金融機関のみでなく収納代理金融機関でも可能なため、指定金融機関から指定金融機関等に改められています。 ・当日又は翌日に指定金融機関等に払い込みが困難な場合もあることから、会計管理者が別に定める方法により払い込みができるよう規定が設けられています。
こども・健康部健康づくり推進課	令和5年4月1日付けで、下記のとおり会計規則を改正しています。 ・会計管理者等の直接収納による現金等の払い込みは、指定金融機関のみでなく収納代理金融機関でも可能なため、指定金融機関から指定金融機関等に改めています。 ・当日又は翌日に指定金融機関等に払い込みが困難な場合もあることから、会計管理者が別に定める方法により払い込みができるよう規定を設けています。 健康づくり推進課としては、現金を受領した場合、当日払い込みできるようであれば指定金融機関等に払い込みします。翌日払い込みの場合は、出納室へ預けるか、課の金庫で管理し、翌日に指定金融機関に払い込みすることとします。
裳掛診療所	令和4年12月12日付の現金取り扱いの状況調査において回答したとおり、令和4年10月26日の定期監査後、速やかに業務見直しを行い、翌営業日には入金を行うよう改善を図り、指摘事項に対しては措置を完了した。 なお、裳掛地区には指定金融機関（中国銀行）の店舗がないため、他の金融機関を利用している。

指摘事項	
規則に定められた会計管理者や、出納員からの委任その他の手続きを適切に行わないまま職員に会計事務を行わせたり、規則の中に齟齬があるまま施行を続けたりすることは、規則に違反しており、是正する必要があると認められる。	
所管部署	措置の内容
総務部危機管理課	瀬戸内市会計規則別表第1（第3条関係）「出納職員配置及び事務委任」を修正しています。
総合政策部企画振興課	令和5年4月1日付けで、会計規則を改正し、現金取扱員の委任事項を明記しています。
こども・健康部長船東保育園	税外収入金の収納及び保管の事務のうち現金取扱員が収納及び保管できるものを指定し、周知しています。
こども・健康部福田保育園	税外収入金の収納及び保管の事務のうち現金取扱員が収納及び保管できるものを指定し、周知しています。
消防本部	令和5年4月1日付けで会計規則の改正、出納員からの委任その他の手続きを適切に行えるようにしたうえで、職員に会計事務を行わせています。
教育委員会美術館	会計規則が改正され、是正されました。

所管部署	産業建設部備前長船刀剣博物館
指摘事項	措置の内容
寄附により取得した物品について、市が所有する物品が正確に記録、管理されていないことは規則に違反しており、早急に是正する必要があると認められる。	備品台帳を見直し、修正しました。

所管部署	消防本部
指摘事項	措置の内容
市が寄附物品の受入れにあたり交付するものとされている寄附物品受領書を交付していないことは規則に違反しており、是正する必要があると認められる。	寄付された物品が耐用年数を経過していたこともあり、物品管理規則で定められている寄附物品受領書を交付していませんでした。今後は違反がないように事務処理を行います。

所管部署	消防本部
指摘事項	措置の内容
<p>市が市の組織に対して補助金等を交付していることは規則に違反しており、市の予算の執行は、原則、会計管理者の確認を必要としていることから、市の組織である委員会に係る経費を直接予算化するなど是正する必要があると認められる。</p>	<p>昭和 55 年 8 月 1 日に邑久郡少年婦人防火委員会が任意団体として設立しました。理由は不明であるが、平成 17 年 7 月 1 日に瀬戸内市少年婦人防火委員会規則が施行され、以降市の組織に位置付けられていました。ですが組織の内部は幼年・少年・婦人消防クラブの自主防災組織で結成されており、任意団体であるため、令和 5 年 3 月 31 日付けで瀬戸内市少年婦人防火委員会規則を廃止し、任意団体としての位置付けになりました。</p>

所管部署	消防本部
指摘事項	措置の内容
<p>受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担う必要があるかどうか再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。</p> <p>また、市は、補助金等や委託料を支出した上で、やむを得ず市が任意団体の事務局を担う必要があると整理した場合のために、職務専念義務の免除の承認の要否の基準を設けることや、経理事務等の団体固有事務と市の事業の内容や量を明確に区分すること、任意団体の経理事務等に係る規程等の整備をすることなどにより、本来任意団体が行うべき固有事務は任意団体に実施させ、役務の提供を受けない任意団体や市民が納得し、職員が安心して職務に従事できる環境にしていく必要があると認められる。</p>	<p>瀬戸内市防火協会・瀬戸内市少年婦人防火委員会の事務局を担っていますが、瀬戸内市防火協会は瀬戸内市内の防火対象物の防火知識及び化学知識の向上並びに防火施設の整備・災害防止を目的とした任意団体であり、また瀬戸内市少年婦人防火委員会は瀬戸内市民の防火思想の普及並びに災害の予防を図ることを目的とした任意団体で、両団体とも消防行政とは切り離せない団体であるため、事務局を担う必要があります。今後は職務専念義務の免除により事務局を担っていきます。</p> <p>また、備前地区連絡協議会の事務局を担っていましたが、今年度より他の消防本部に事務局が移動しましたので、今後は事務局を担うことはありません。</p>

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
複数年度にわたる事業を行うにあたり、必要な手続きを行っていないことは、法令等に違反していると認められる。	事業実施において、後年度支出しなければならないものは、継続費、繰越明許費、債務負担行為等の手続きを行い、適切な事務処理を行う。

所管部署	教育委員会社会教育課
指摘事項	措置の内容
物品を貸し出すにあたり、物品借用書を徴していないことは、規則に違反していると認められる。 なお、市が貸与を目的として物品を購入する場合においても、指定管理者制度により施設の管理等を委任されている団体自体の運営に必要な物品と、指定管理者制度の対象となる施設の運営に必要な物品とは明確に区分した上で、その要否を判断する必要があると認められる。	令和4年1月6日付で指定管理者から市へ借用書を提出させた。 なお、今後は団体自体の運営に必要な物品と、指定管理者制度の対象となる施設の運営に必要な物品を明確に区分した上で、その要否について慎重に判断を行う。